

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院 第3期中期目標の策定について

旭市企画政策課

1. 第3期中期目標策定の概要

- (1) 第2期中期目標期間が令和5年度末をもって終了することから、今年度中に第3期中期目標期間に係る新たな中期目標・中期計画を策定する必要がある。
- (2) 市長は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下、「法人」という。）が第3期中期目標期間内に達成すべき目標を定めた中期目標を法人に対し指示する。
（地方独立行政法人法第25条第1項）
- (3) 法人は、中期目標を達成するための具体的計画を中期計画として定め、市長の認可を受け、自ら定めたその計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施する。

2. 中期目標の期間（案）

第2期と同じ4年間とする。（2024年4月1日～2028年3月31日）

3. 策定作業の進め方

- (1) 令和2～4事業年度の評価結果及び第2期中期目標期間の見込み評価結果等をもとに、法人の現状に配慮しつつ検討を進める。
- (2) 案及び最終案は、次回以降の評価委員会において審議し、評価委員の意見を反映させる。

4. 策定に係る基本方針（案）

- (1) 第2期の基本的役割を継続しつつ、事情変化や課題等を踏まえ、法人が第3期中期目標期間中に果たすべき目標を、医療機能及び病院経営の面から記載する。また、今後取り組むべき重点事項を追加・修正する。
- (2) 市民等に分かりやすく伝えるため、簡潔な構成とし、法人が果たすべき役割を大きな柱立てとして明示し、市長が法人に指示する内容を明らかにする。
- (3) 市の重要施策（旭市総合戦略等）との整合性を図り、市議会からの意見を踏まえたものとする。
- (4) 千葉県保健医療計画において旭中央病院に求められる機能を踏まえたものとする。
- (5) 総論的な表現とし、将来、新たな役割や拡大の可能性のある事項も読み込める表現とする。
（具体的な取組み等は、中期計画・年度計画で定めるよう指示）
- (6) 目標の設定にあたり、目標の水準は実現可能性を考慮しながら、法人の自発的な努力を促すものとする。（より具体的な指標は中期計画・年度計画で定めるよう指示）

5. 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和5年10月初旬～中旬	中期目標(案)に対する意見聴取
令和5年11月初旬	中期目標(最終案)に対する意見聴取
	中期計画(案)に対する意見聴取
令和5年12月	中期目標の市議会議決
令和6年2月初旬	中期計画(最終案)に対する意見聴取
令和6年3月	中期計画の市議会議決

【関連法令】

◇地方独立行政法人法抜粋

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。)

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。